

平成 28 年 4 月 1 日

事業者 殿

主催 淡路労働基準協会

職長等の安全衛生教育について

労働安全衛生法第60条の規定に基づき、新たに職務につくこととなった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全又は衛生の教育を行わなければなりません。

つきましては、下記要領により教育を実施しますのでご案内申し上げます。

[記]

- 1. 日 時 平成 28 年 5 月 23 日 (月) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
平成 28 年 5 月 24 日 (火) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
- 2. 場 所 サンライズ淡路 (南あわじ市広田広田1466-1 TEL. 0799-45-1411)
- 3. 受 講 料 会員事業場 13,390円 (税込) } テキスト、資料代含む
非会員事業場 15,550円 (税込)
- 4. 定 員 30名 (定員になり次第締め切ります)
- 5. 申込期間 平成 28 年 4 月 1 日 (金) ~ 5 月 1 3 日 (金)
- 6. 申込方法 右記用紙に必要事項を記入の上、お申込み・お振込み下さい。
2名以上の参加申込みのある場合は、申込書をコピーして下さい。

≪振込先≫ 淡陽信用組合 下加茂支店 普通預金 No.0001026 淡路労働基準協会 事務局長 榎本武男

- 7. 申 込 先 淡路労働基準協会
(洲本市桑間 295 TEL. 0799-23-0007 FAX. 0799-23-0988)

8. 日 程

月 日	時 間	科 目
5月23日(月)	9:00~11:00	・労働災害防止についての関心の保持 ・労働災害防止についての作業者の創意工夫を引き出す方法
	11:00~12:00	・異常時における措置 ・災害時における措置
	12:00~13:00	・昼食休憩
	13:00~14:00	・災害事例
	14:00~17:00	・安全衛生のための点検方法 ・作業中における監査及び指示の方法
5月24日(火)	9:00~12:00	・作業手順の定め方 ・環境条件の保持 ・環境の改善方法
	12:00~13:00	・昼食休憩
	13:00~14:00	・指導及び教育の方法
	14:00~17:00	・作業設備の安全化 ・作業方法の改善 ・労働者の適正な配置の方法

※午前、午後休憩すればその時間講習が延長になります

9. そ の 他

- (1)当日は受講票を受付に提示して出席証明印を受けて下さい。
- (2)遅刻・早退・欠席者には修了証を交付しません。
- (3)筆記用具をご持参下さい。
- (4)申し込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、受講者の変更は可能ですが事前に必ずお申出下さい。
- (5)お問い合わせは、淡路労働基準協会まで。
※ 提出していただいた個人情報は、協会が責任をもって保管・管理し、本講習(研修)の的確な実施の為にのみ利用いたします。

キリトリセン

職長等の安全衛生教育 申 込 書

- () 会員事業場
 - () 非会員事業場
- (○印要)

★ NO.

ふりがな 受講者 氏 名			
生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	
受講者 現住所	TEL		
本籍地	都 道 府 県		
勤務先	TEL		
勤務先 所在地			

★印を除いて全部記入して下さい

職長等の安全衛生教育 受 講 票

月日：平成28年5月23日(月)～24日(火)
 時間：9:00～17:00
 場所：サンライズ淡路

★ NO.

ふりがな 受講者 氏 名			
生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	
受講者 現住所	TEL		
本籍地	都 道 府 県		
勤務先			
★ 受講の 証明印			

淡路労働基準協会